

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目次

次

ページ

告 示

- 北海道立青函トンネル記念館の使用料の徴収事務の委託 (交通企画課) 一
- 一般競争入札の資格に関する公示 (統計課) 一
- 一般競争入札の実施 (統計課) 三
- 環境基準に係る水域の指定の一部改正 (環境保全課) 三
- 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定の一部改正 (二 (環境保全課) 四
- 件)
- 大規模小売店舗立地法第五条第一項(新設)の届出 (地域産業課) 四
- 北海道農業改良資金貸付事業特別会計に属する歳入金の収納事務の委託の一部改 (農業経済課) 五

正

- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (土地改良指導課) 五
- 土地改良区の解散 (土地改良指導課) 五
- 土地改良区連合の役員の就任の届出 (土地改良指導課) 五
- 道営土地改良事業計画の決定 (土地改良指導課) 五
- 道営土地改良事業変更計画の決定 (土地改良指導課) 六
- 道営土地改良事業変更計画の決定の一部改正 (土地改良指導課) 六
- 一般競争入札(物品の賃借)の実施 (漁港漁村課) 六
- 道路の区域の変更(二件) (道路整備課) 七
- 道路の供用の開始 (道路整備課) 七

公 表

- 知事表彰の受賞者 (人事課) 八
- 北海道土地利用基本計画の変更 (土地水対策課) 八
- 争議行為の通知 (労政福祉課) 八
- 公募型プロポーザルの実施 (環境政策課) 八

支庁告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示 九
- 建築基準法による道路の位置の指定 九

道教育庁石狩教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示

道選挙管理委員会告示

- 政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正 一
- 政治団体の設立の届出(平成十四年二月分) 一
- 政治団体の届出事項の異動届出(平成十四年二月分) 二
- 政治団体の解散の届出(平成十四年二月分) 二
- 資金管理団体の指定の届出(平成十四年二月分) 三
- 資金管理団体の届出事項の異動届出(平成十四年二月分) 三
- 資金管理団体の指定取消の届出(平成十四年二月分) 五
- 道人事委員会公告 五
- 公募型プロポーザルの実施 一六
- 道警察本部告示 一六
- 特定調達契約に係る入札の公告 一七
- 道警察本部公告 一七
- 平成十四年度(第一回)北海道警察官採用試験の実施 一八

告

示

北海道告示第571号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、北海道立青函トンネル記念館の平成14年4月1日から10月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成14年4月2日

- 1 受託者の名称 福島町
- 2 所 在 地 松前郡福島町字福島820番地

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第572号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年4月2日

北海道知事 堀 達 也

1 資格及び調達をする役務の種類

平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)

第 1353 号

報 公 開 機 北

に定めるものとする。	
(1) 契 約	平成14年4月2日に一般競争入札の公告を行う平成13年事業所・企業統計調査に係る電算処理業務委託契約
(2) 資 格	平成13年事業所・企業統計調査に係る電算処理委託業務の資格(以下「資格」という。)
(3) 役 務 の 種 類 2 資 格 要 件	平成13年事業所・企業統計調査に係る電算処理委託業務 次のいずれにも該当すること。
(1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。	
(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。	
(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	
(4) 平成14年4月1日直前の納期限までの道税を滞納していないこと。	
(5) 平成14年4月1日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。	
(6) 大型電子計算機を有しており、プログラマー及びオペレーターが各1名以上いること。	
(7) 次の言語及び機種で作成したプログラムが使用できるか又は1か月程度で当該プログラムのコンパイル等を行い、使用可能となるような環境設定ができること。	
言 語 C O B O L 言語 (JIS X 3002 - 1988 を使用している。ただし漢字文字印刷処理については、COBOL for MVS V.1.02 (IBM) の日本語情報処理機能を用いている。)	
機 種 I B M9672 - R B 4 (O S390 R 2)	
(8) ペリプテリ機能を有するデータエントリ―機器を20台以上有していること。	
(9) キーパンチヤー要員が20名以上いること。	
(10) データの漏えい、改ざん、滅失及びき損を防止するための安全対策措置を講じていること。	
(11) 道が指定する記録媒体、記録仕様で納品が可能であること。	
(12) 札幌市内に(6)から(9)までに掲げる設備及び人員を有し、道の指示により随時に来庁し(同一日に複数回来庁願うことがある。)、進行管理に係る打ち合わせや入力原票の授受、成果品の納品ができること。	
3 資 格 要 件 の 特 例	
中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合(以下「中小企業等協同組合」という。)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第7号に掲げる協業組合(以下「協業組合」という。)については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が、次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。	
(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。	
(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合(以下「企業組合」という。)及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。	
4 資格審査の申請の時期及び提出先	
(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年4月2日(火)から18日(木)までの間にしなければならない。	
ア 受 付 時 間 午前9時から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)	
イ 申請書の提出方法 持参提出するものとし、郵送は認めない。	
(2) 申 請 書 の 提 出 先 資格審査の申請は次に掲げる申請書の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。	
ア 提出先の名称	北海道総合企画部統計課
イ 提出先の所在地	郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 683
5 資格審査の再申請	
(1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。	
ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合(企業組合を除く。)である資格を有する者でその構成員(資格を有する者であるものに限る。)を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの	
(2) 再 申 請 の 方 法	
再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。	
6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続	
(1) 資 格 の 有 効 期 間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。	
(2) 有 効 期 間 の 更 新	資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。
7 資 格 の 喪 失	資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。 _____

第 1353 号

報 道 公 開 地 北

「寛 生 川（全域） 小 糸 魚 川（全域） 小 糸 魚 川（全域）」を AA」に改め、同項小糸魚川の事項中 AA」に改める。 北海道告示第 575 号 昭和49年北海道告示第1573号（公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部を次のように改正する。 平成14年 4 月 2 日 表の河川の項石狩川上流④の事項中「（旭川市東鷹栖浄水場接合井）」を「（旭川市石狩川浄水場接合井）」に、「忠別川旭川市東神楽浄水場取水口」を「忠別川旭川市忠別川浄水場取水口」に改める。 北海道告示第 576 号 平成12年北海道告示第531号（公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部を次のように改正する。 平成14年 4 月 2 日 表の河川の項石狩川上流②の事項中「（旭川市東鷹栖浄水場接合井）」を「（旭川市石狩川浄水場接合井）」に、同項石狩川上流③の事項中「忠別川旭川市東神楽浄水場取水口」を「忠別川旭川市忠別川浄水場取水口」に改める。 北海道告示第 577 号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。 なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年 8 月 2 日までに北海道網走支庁商工労働観光課に到着することができ。 平成14年 4 月 2 日 1 届出事項の概要 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 北見マッセフアッションモール店 北見市三輪 7 - 1 ほか (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の	氏名 株式会社 北見マッセ 代表取締役社長 主藤 隆臣 北見市三輪423番地5 (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ア 株式会社 しまむら 代表取締役 藤原秀次郎 埼玉県さいたま市宮原町 2 丁目19番 4 号 イ 株式会社 アペイル 代表取締役 島村 治伸 埼玉県さいたま市宮原町 2 丁目19番 4 号 (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成14年11月21日 (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,307㎡ (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ア 駐車場の収容台数 264台 イ 駐車場の収容台数 88台 ウ 荷さばき施設の面積 212㎡ エ 廃棄物等の保管施設の容量 48㎡ (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前10時 閉店時刻 株式会社しまむらは午後 8 時 株式会社アペイルは午後 9 時 イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 9 時45分から午後 9 時15分まで ウ 駐車場の自動車の出入口の数 4か所 エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 6 時から午後10時まで 2 届出年月日 平成14年 3 月20日
--	--

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課
北海道網走支庁商工労働観光課
北見市商工部商業観光課

(2) 縦覧期間

平成14年4月2日（火）から8月2日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで。ただし、北見市は午前8時45分から午後5時15分ま
で

北海道告示第 578 号

昭和40年北海道告示第901号（北海道農業改良資金貸付事業特別会計に属する歳入金の収
納事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成14年4月2日

北海道知事 堀 達 也

新篠津村農業協同組合の項の次に「新函館農業協同組合

函館市宮前町33-

13」を加え、函館市農業協同組合、知内農業協同組合、木古内町農業協同組合、上磯町農業

協同組合、渡島大野農業協同組合、七飯町農業協同組合、砂原町農業協同組合、渡島森農業

協同組合、北渡農業協同組合、ひやま南農業協同組合、厚沢部町農業協同組合及び瀬棚町農

業協同組合の項を削り、北檜山町農業協同組合の項中「同 北檜山町字北檜山」を「瀬棚

郡北檜山町字北檜山」に改め、若松農業協同組合の項を削り、由仁町農業協同組合の項中

「夕張郡由仁町字由仁」を「夕張郡由仁町本町」に、ながぬま農業協同組合の項中「同

長沼町市街地」を「同 長沼町銀座北1丁目」に改め、沼田町農業協同組合の項の次に

「あさひかわ農業協同組合 旭川市豊岡4条1丁目」を加え、旭川市農業協同組合

及び旭川市神居農業協同組合の項を削り、東旭川農業協同組合の項中「同 東旭川町本

町」を「同 東旭川南1条5丁目」に改め、旭正農業協同組合及び北野農業協同組合の項

を削り、東川町農業協同組合の項中「同 東川町西4号南1」を「同 東川町西町1丁

目」に改め、留萌市農業協同組合及び増毛町農業協同組合の項を削り、小平町農業協同組合

の項を次のように改める。

南るもい農業協同組合

留萌郡小平町字小平町

沼川農業協同組合の項中「稚内市大字声間村字品川」を「稚内市大字声間村字沼川」に、
湧別農業協同組合の項中「湧別農業協同組合」を「湧別町農業協同組合」に改め、芭露農業
協同組合及び湧別町畜産農業協同組合の項を削り、十勝池田町農業協同組合の項中「中川郡

池田町字大通」を「中川郡池田町字利別本町」に改める。

北海道告示第 579 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区
の役員就任及び退任の届出があった。

平成14年4月2日

北海道知事 堀 達 也

当麻土地改良区

退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所
平成14. 3. 1 理 事 安 友 榮 上川郡当麻町中央2区

池田土地改良区

就任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所
平成14. 3. 5 理 事 小 南 和 夫 中川郡池田町字信取126番地の2

占冠村土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項の規定により解
散した。

平成14年4月2日 北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 580 号

占冠村土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項の規定により解
散した。

平成14年4月2日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 581 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定に
より、夕張川水系土地改良区連合から、次のとおり役員就任の届出があった。

平成14年4月2日

北海道知事 堀 達 也

就任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所
平成14. 3. 15 理 事 西 村 明 博 夕張郡由仁町岩内1803番地の1

同 同 眞 野 弘 美幌市字上美幌8240番地

同 同 監 事 小 林 政 雄 夕張郡由仁町中三川54番地

北海道告示第 582 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（藤岱中
央地区ほ場整備 [担い手育成型]（区画整理、農業用排水））事業の土地改良事業計画を
定めた。

その関係書類は、北海道石狩支庁に備え置いて、平成14年4月3日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年4月2日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第583号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成14年4月3日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年4月2日

北海道知事 堀 達 也

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
当 別 太 日 春	農地保全整備 (暗きよ、整地) 土地改良総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、暗きよ、客土)	北海道石狩支庁 同
余 市	畑地帯総合整備 (畑地かんがい、農業用排水、農道、暗きよ)	北海道後志支庁 同
蘭越こぶしの郷	中山間地域総合整備 (農業用排水、ほ場整備、客土、暗きよ)	同
旭 正	ほ場整備 [担い手育成型] (区画整理、農業用排水、暗きよ)	北海道上川支庁 同

北海道告示第584号

平成14年北海道告示第463号 (道営土地改良事業変更計画の決定) の一部を次のように改正する。

平成14年4月2日

北海道知事 堀 達 也

旭正の事項を削る。

北海道告示第585号

次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。

平成14年4月2日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃借物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ5台 (1月当たりの単価)
- (2) 調達をする賃借物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 納 入 期 日 平成14年5月1日
- (4) 契 約 期 間 平成14年5月1日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成17年4月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

- (5) 納 入 場 所 北海道水産林務部漁港漁村課

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号及び平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (3) 納入した賃借物品について、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁港漁村課調整係

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道庁本庁舎10階 水産林務部1号会議室

- (2) 入 札 日 時 平成14年4月16日 午前10時

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道水産林務部漁港漁村課調整係

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所て交付する。

7 郵便又は電報による入札

認めないものとする。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第151条第

1項の規定により定めた予定価格 (1月当たりの単価) の制限の範囲内であって最低の価

格 (1月当たりの単価) をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

- 10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限 平成14年4月12日 (2) 提出場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁港漁村課調整係 11 その他	(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道水産林務部漁港漁村課調整係 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 28 - 312 (4) この入札の執行は、公開する。 (5) 詳細は、入札説明書による。				
	北海道告示第586号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成14年4月2日				
	1 道路の種類	道道	北海道知事	堀	達也
	2 路線名	奈井江浦臼線			
	3 道路の区域	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
	空知郡奈井江町字奈井江1385番1地先から樺戸郡浦	前	10.00mから57.00mまで	1,978.00m	国道等との重複区間
日町字キナウスナイ197番455地先まで 後 10.00mから57.00mまで 1,978.00m —	北海道告示第587号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成14年4月2日				
	1 道路の種類	道道	北海道知事	堀	達也
	2 路線名	旭川旭岳温泉線			
	3 道路の区域	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
	上川郡東川町国有林上川中部森林管理署事業区313林班と小班地先から上川郡東川町国有林上川中部森林管理署事業区313林班と小班地先まで	前	43.50mから72.00mまで	71.38m	—
上川郡東川町1418番地先から上川郡東川町1418番地先まで 後 45.00mから76.50mまで	北海道告示第588号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成14年4月2日				
	1 道路の種類	道道	北海道知事	堀	達也
	2 路線名	旭川旭岳温泉線			
	3 道路の区域	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
	上川郡東川町1418番地先から上川郡東川町1418番地先まで	前	34.75mから35.25mまで	22.99m	—
上川郡東川町1418番地先から上川郡東川町1418番地先まで 後 34.75mから41.50mまで	北海道告示第589号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成14年4月2日				
	1 道路の種類	道道	北海道知事	堀	達也
	2 路線名	旭川旭岳温泉線			
	3 道路の区域	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
	上川郡東川町1418番地先から上川郡東川町1418番地先まで	前	34.75mから35.25mまで	22.99m	—

道道 十勝岳温泉美瑛線 上川郡美瑛町幸町3丁目11番239地先から上川郡美瑛町中町2丁目245番28地先まで 道道 東山富良野停車場線 富良野市字老館布3458番5地先から富良野市字老館布3480番4地先まで 道道 上富良野旭中富良野線 富良野市字鳥沼252番2地先から富良野市字鳥沼413番1地先（道路敷地）まで 同 同				森林地域 苫小牧市、深川市、伊達市、北広島市、当別町、福島町、大野町、ニセコ町、上富良野町、下川町、早来町、広尾町 （「次の図面」は省略し、北海道総合企画部土地水対策課及び関係支庁地域政策部振興課に備え置いて縦覧に供する。）			
北海道社会事業協会病院労働組合 中央執行委員長 横山 久仁雄から、平成14年3月25日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。 平成14年4月2日				北海道社会事業協会函館病院、社会福祉法人北海道社会事業協会小樽病院、社会福祉法人北海道社会事業協会富良野病院、社会福祉法人北海道社会事業協会岩内病院、社会福祉法人北海道社会事業協会とうや協会診療所 事する全職場			
1 事件 (1) 賃金引上げ等の要求に関する係争 (2) 労働条件、労働環境改善の要求に関する係争 (3) その他の要求に関する係争				2 日時 平成14年4月9日午前0時以降本問題解決に至るまでの期間			
3 場所 次の事業所において、北海道社会事業協会病院労働組合の組合員が従事する全職場				4 概要 あらゆる形の争議行為を行う。			
次のとおりプロポーザルの提出を要請する。 平成14年4月2日				1 事業概要 (1) 事業名 平成14年度環境の村事業実施業務 (2) 業務内容 道民が環境問題を身近なものとして受け止め、具体的な環境保全活動の実践へと結びつけることができるよう、子どもから大人までを対象とした参加・体験型の次の環境学習プログラムについて、企画の作成、参加者の募集、プログラムの進行管理等を委託する。 ア 子どもを対象とするプログラム イ 親子を対象とするプログラム			
北海道社会貢献献賞 市（区）町村名 氏名又は団体名 功績の内容 札幌市北区 野村正道 清掃事業功労 札幌市豊平区 山崎繪里子 同 共和町 矢上義男 生活環境浄化実践功労 長万部町 八木真一 同 札幌市白石区 柴基実 同 雄武町 原田徳男 同 今金町 柳博 同 南幌町 折内繁雄 同 下川町 山川久四郎 同				北海道土地利用基本計画を平成14年3月25日変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。 平成14年4月2日 北海道土地利用基本計画に図示された次の市町に係る農業地域、森林地域について、次の図面のとおりに変更した。 農業地域 千歳市、登別市、石狩市、上磯町、七飯町、戸井町、南茅部町、留辺蘂町、幕別町			

ウ 環境教育指導者養成セミナー エ 環境学習プログラム企画ワークショップ オ 環境保全活動交流会 (3) 履行期限 平成14年10月31日 (木) 2 参加資格及び選定基準 (1) 企画提案書の提出者に要求する資格 ア 環境教育・環境学習を主たる業務としている者であること。 イ 道内に事業の本拠をもつこと。 (2) 選定基準 ア 環境学習プログラムの内容 (ア) 現在の環境問題を幅広く、多角的に捉えたものとなっているか。 (イ) 環境問題への関心を高め、日常生活で実践すべき行動を促すものとなっているか。 (ウ) 個々のプログラムの目的が明確となっているか。 イ 業務処理能力 本業務を処理するための専門性、組織体制等 3 手続き等 (1) 担当部課 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部環境室環境政策課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 221 ファクシミリ 011 - 232 - 1793 (2) 説明書の交付期間及び場所 平成14年4月2日 (火) から8日 (月) まで (交付時間は午前9時から午後5時まで) 交付場所は(1)に同じ。 (3) 資格審査申請書の提出期限等 平成14年4月11日 (木) 午後5時必着 提出場所は(1)に同じ。 持参又は郵送 (書留郵便に限る。) による。 (4) 企画提案書の提出期限等 平成14年4月25日 (木) 午後5時必着 提出場所は(1)に同じ。 持参又は郵送 (書留郵便に限る。) による。 4 その他 (1) 契約書作成の要否	
要 (2) 関連情報入手するための照会先 3 (1)に同じ。 (3) その他 詳細は、企画提案に係る説明書による。	
支 庁 長	
北海道渡島支庁告示第6号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成14年4月2日 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 北海道渡島合同庁舎清掃業務 (地階から2階まで) 一式 2 落札者を決定した日 平成14年3月19日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 北海道クリーン開発株式会社 (2) 住 所 北海道苫小牧市表町2丁目1番7号 4 落札金額 10,080,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成14年北海道渡島支庁告示第1号 7 特定調達契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道渡島支庁総務部総務課 (2) 所在地 北海道函館市美原4丁目6番16号	
北海道日高支庁告示第3号 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 その関係図面は、日高支庁経済部建設指導課及び浦河町役場に備え置いて、一般の縦覧に供する。 平成14年4月2日	

第1353号

北海道教育委員会

1	指 定 番 号	日建指第1887号	北海道日高支庁長 眞 田 篤 弘
2	指 定 年 月 日	平成14年3月18日	
3	道 路 の 位 置	浦河郡浦河町堺町西3丁目 110 - 206、110 - 207	
4	道 路 の 幅 員	4.00m	
5	道 路 の 延 長	23.40m	
6	申請者の住所及び氏名	浦河郡浦河町大通 1 丁目32番地の 3 有限会社富士商事 代表取締役 福 士 幹 紀	

道教育庁石狩教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第5号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成14年4月2日

北海道教育庁石狩教育局長 大 内 主 計

- 1(1) 落札に係る物品等の名称及び数量
総合実践アトリケーション 一式 ほか24点
- (2) 落札者を決定した日
平成14年3月1日
- (3) 落札者の氏名及び住所
ア 氏 名 北海道日興通信株式会社
イ 住 所 北海道札幌市中央区大通東7丁目12番地33
- (4) 落札金額
28,507,500円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (6) 一般競争入札の公告
平成14年北海道教育庁石狩教育局告示第1号
- (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課
イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西7丁目
- 2(1) 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 一式42台 ほか20点

- (2) 落札者を決定した日
平成14年3月1日
- (3) 落札者の氏名及び住所
ア 氏 名 富士通サポートアンドサービス株式会社
イ 住 所 東京都品川区南大井 6 - 26 - 1
- (4) 落札金額
19,918,500円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (6) 一般競争入札の公告
平成14年北海道教育庁石狩教育局告示第2号
- (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課
イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西7丁目
- 3(1) 落札に係る物品等の名称及び数量
平机44台 ほか31点
- (2) 落札者を決定した日
平成14年3月1日
- (3) 落札者の氏名及び住所
ア 氏 名 ビジネスジムキ株式会社
イ 住 所 北海道札幌市白石区本通4丁目北1番1号
- (4) 落札金額
14,070,000円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (6) 一般競争入札の公告
平成14年北海道教育庁石狩教育局告示第3号
- (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課
イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西7丁目
- 4(1) 落札に係る物品等の名称及び数量
生徒用机440台 ほか84点
- (2) 落札者を決定した日

を

「1. 収入及び支出のある団体

(1) 総括表

政治団体の名称 (資金管理団体届出者・公職の種類)	報告 年月日	収入・支出の総額				翌年 繰越額	収入・会費		収入			附		事業収入	借入金
		収入	前年	本年	支出		党員・会費 金額員数	個人分 (特定寄付)	寄 法 人 政治 小計	その他の 団体分	政治 団体分	小計 (あっせん)	政 党 匿 名 合 計		
12年分		総額	繰越額	収入額	総額										
事務局															
(その他の政治団体)															
北海道チクリン農政推進協議会	13. 3. 29	631,646	541	631,105	622,100	9,546		631,105				631,105	631,105		

支 出 の 内 訳													資産等							
本部・支 部からの 交 付 金	その他の 収 入	経 常 経 費				政 治 活 動				費			の状況							
		人 件 費	光熱水費	備 品	事務所費	計	組 織	選 挙	機 関	誌 紙	の 発 行	そ の 他		の 事 業	調 査	寄 附	その他の	計		
																		</		

北海道公報

北海道選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する

•

平成14年4月2日

喂喂喂喂喂喂喂喂喂喂

高橋康之
(平成14年2月分)

政治団体の名称	異動事項	異動		届出先
		新	旧	
自由民主党北海道札幌市東区第一支部	会計責任者の氏名 代表者の氏名	佐藤英明 北村直人	京島文司 武部勤	事務局
北海道支部連合会	会計責任者の氏名	神戸典臣	高橋文明	同
同	代表者の氏名	佐藤隆一	佐藤良雄	同
日本行政書士政治連盟北海道支部	会計責任者の氏名	葛西彰	亀川昌一	同
同	主たる事務所の所在地	千歳市幸町1丁目11番地	千歳市北信濃776 - 10	石狩支所
東川孝後援会	代表者の氏名	金等	井坂由雄	同
同	主たる事務所の所在地	千歳市千代田町1丁目9番地2	千歳市緑町3丁目1番1号	同
藤田弘後援会	同	同 緑町3丁目1番1号	同 千代田町1丁目9番地2	同
本祿哲英後援会	会計責任者の氏名	島沢末吉	高島博光	同
日本共産党函館地区委員会	同	小松俱子	井村恵美子	渡島支所
浜西豊後援会	代表者の氏名	吉田義昭	佐々木重義	同
みずしま清後援会	主たる事務所の所在地	亀田郡七飯町字本町423番地	亀田郡七飯町字本町653 - 12	同
くどう昇後援会	同	檜山郡上ノ国町字大留143 - 45	檜山郡上ノ国町字向浜6	檜山支所
同	代表者の氏名	森秀行	片石勇蔵	同
同	会計責任者の氏名	片石勇蔵	工藤啓子	同
花田千賀志後援会	主たる事務所の所在地	久遠郡大成町字都179番地	久遠郡大成町字都184番地1	同
自由民主党倶知安支部	同	虻田郡倶知安町南3条東1丁目	虻田郡倶知安町南2条西1丁目	後志支所
同	会計責任者の氏名	元川聡明	森田拓次	同

白鳥忠世後援会	代表者の氏名	白鳥紀代	浜本仙太郎	後志支所
高橋昌幸後援会	主たる事務所の所在地	古宇郡神恵内村大字神恵内村75の3	古宇郡神恵内村大字神恵内村63番地	同
五十嵐浩二宅				
久田恭弘後援会	代表者の氏名	洲上裕夫	高橋守	同
同	会計責任者の氏名	小澤憲二	荒谷政光	同
川口孝太郎後援会	主たる事務所の所在地	夕張郡栗山町中央3丁目12番地	夕張郡栗山町中央2丁目66番地	空知支所
菅野幸一氏と歩む会	代表者の氏名	吉本龍吉	中田架	同
ドリ－△21	主たる事務所の所在地	夕張郡栗山町中央3丁目12番地	夕張郡栗山町中央4丁目238番地	同
自由民主党東神楽支部	会計責任者の氏名	宮口知	鎌田優	上川支所
同	同	遠藤武	柳谷佐紀子	同
北海道遺族会支部	代表者の氏名	杉村博史	佐々木俊	同
今泉つねお後援会	主たる事務所の所在地	名寄市西3条南5丁目10	名寄市西2条南4丁目	同
金田えいこう名寄後援会	代表者の氏名	小池修	加茂道雄	同
四方昌夫後援会	会計責任者の氏名	日向猛	森田光紀	同
同	主たる事務所の所在地	富良野市若松町4番15号	富良野市西麻町2番18号	同
ちば勲後援会	同	旭川市永山14条3丁目4番13号	旭川市永山4条2丁目3番10号	同
21世紀いちいの会	会計責任者の氏名	遠藤武	柳谷佐紀子	同
日本遺族政治連盟北海道本部	同	日下博行	横尾博一	同
日本商工政治連盟富良野地区連盟	主たる事務所の所在地	名寄市西3条南5丁目10	名寄市西2条南4丁目	同
北栄連合会	代表者の氏名	西本征幸	榊晃一	網走支所
自由民主党紋別支部	会計責任者の氏名	森本秀規	西本征幸	同
同	代表者の氏名	進藤勝哉	古谷嘉章	胆振支所
上田茂後援会	同	上田俊朗	鈴木實	同
日本商工連盟登別地区連盟	政治団体の名称	岡本おさむ平取後援会	0の会	日高支所
岡本おさむ平取後援会	主たる事務所の所在地	新冠郡新冠町字節婦町314	新冠郡新冠町字節婦町200	同
とくだ真後援会	会計責任者の氏名	徳田利勝	溝尾一裕	同
同	主たる事務所の所在地	上川郡清水町南2条7丁目	上川郡清水町美蔓西19線85番地	十勝支所
自由民主党清水支部	代表者の氏名	浅野克哉	那須野信雄	同
同	主たる事務所の所在地	中川郡幕別町字途別19-2	中川郡幕別町礼内新北町74-16	同
同	代表者の氏名	喜多龍一	千葉幹雄	同
同	同	水野茂男	石井啓裕	同
石井ひろやす後援会	会計責任者の氏名	山名進	菊地祥夫	同
同	主たる事務所の所在地	帯広市西4条南15丁目12番地	帯広市西12条南27丁目1-12	同
おびひろ夢創造くらぶ	同	十勝郡浦幌町帯富19-1	十勝郡浦幌町宝町	同
喜多龍一浦幌後援会	代表者の氏名	元木一郎	差間佐資	同
同				

北海道選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のと

おり公表する。

平成14年4月2日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

(平成14年2月分)

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者		資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		届出先
氏名	公職の種類			新	旧	
川口孝太郎	栗山町長	トリーム21	主たる事務所の所在地	夕張郡栗山町中央3丁目12番地	夕張郡栗山町中央4丁目238番地	空知支所
杉山允孝	旭川市議会議員	21世紀いちいの会	同	旭川市永山14条3丁目4番13号	旭川市永山4条2丁目3番10号	上川支所
仲野ひろ子	衆議院議員	仲野ひろ子と新世紀ネットワーク	同	釧路市未広町2丁目17 札幌プラザ釧路ビル4階	釧路市幸町12丁目2 民主党会館	釧路支所

北海道選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定取消届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公

表する。

平成14年4月2日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

(平成14年2月分)

資金管理団体の指定の取消届出をした者		資金管理団体の名称	管理事務所	団体の所在地	代表者の氏名	指定取消届出先
氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	管理事務所	団体の所在地	代表者の氏名	指定取消届出先
	武田芳紀	倶知安町議会議員	たけだ芳紀と緑の風後援会	虻田郡倶知安町字旭407番地2	武田芳紀	平14. 2.28 後志支所
	渡辺厚吉	古平町長	わたなべ厚吉後援会	古平郡古平町大字沢江町33番地	渡辺厚吉	同14. 1.20 同
	石井啓裕	帯広市議会議員	石井ひろやす後援会	帯広市西6条南31丁目5-2	石井啓裕	同14. 2. 6 十勝支所

個人事務職員公告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成14年4月2日

北海道人事委員会委員長 杉本 堅治

1 業務概要

(1) 業務名 職員採用情報システム構築業務

(2) 業務内容 現在、大型汎用コンピュータにより情報処理を行っている北海道職員等採用試験についてWindows上で稼働するパソコンによる新たな情報処理システムの開発と、インターネットによる受験申込みを可能とするシステムの開発を委託する。

(3) 履行期限 平成15年1月31日（金）。ただし、インターネットによる受験申込みを

可能とするシステムの開発については、平成14年7月10日（水）とする。

2 参加資格及び特定基準

(1) プロポーザルの提出者に要求される資格

ア 資本金が1,000万円以上であること。

イ 道内企業又は道内に営業拠点を有する企業であること。

ウ 道の情報システム開発業者入札参加資格を取得していること。

エ 過去3年間に於いて、試験業務に係る情報処理システム又はこれに相当する情報処理システムの開発業務を受託し、確実に履行した実績を有すること。

オ 事業費に占める人件費割合がおおむね8割以上であり、事業に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者数がおおむね4分の3以上であること。

(2) プロポーザルの特定基準

ア 事務所の実力等

本業務を実施するための体制等 イ 新規雇用の考え方 新規雇用者数、雇用期間及び新たな就業の可能性等 ウ システムの充実度 システムの信頼性・確実性、システムの操作性、システムの保守性・運用の容易性、システムの汎用性・拡張性、インターネットによる受験申込みシステムの概要 3 手続等 (1) 担当部課 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館11階 北海道人事委員会事務局任用課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 32 - 465 ファクシミリ 011 - 232 - 2709 (2) プロポーザル説明書の交付期間、交付場所及び交付方法 平成14年4月2日（火）から4月8日（月）まで （土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで） 交付場所は、(1)に同じ。 直接交付する（郵送はしない。）。 (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法 平成14年4月9日（火）午後5時 提出場所は、(1)に同じ。 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。 (4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法 平成14年4月24日（水）午後5時 提出場所は、(1)に同じ。 持参すること。 4 その他 (1) 契約書作成の要否 要 (2) 関連情報を入手するための照会先 3の(1)に同じ。 (3) その他 詳細は、プロポーザル説明書による。	北海道警察本部告示第46号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成14年4月2日 北海道警察本部長 上 原 美都男 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ミニバトカー 48台 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 日 平成14年8月9日 (4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成14年4月2日から5月7日まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236 5 入札執行の場所及び日時
--	---

第1353号

報 公 道 契 北

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課） (2) 入 札 日 時 平成14年5月14日 午前10時（郵送による場合は、必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 10 その他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課 イ 所 在 地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236 (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 11 Summary (1) The nature and quantity of products to be procured : Small Sized Patrol Cars (Not more then 660 cc in displacement) : 48 (2) Bid tendering time and date : 10 : 00 A. M., May 14, 2002 (3) For further information please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan Phone : 011-251-0110 Ext. 2236
調 達 手 続 公 告	
平成14年度（第1回）北海道警察官採用試験実施 北海道警察官（巡査）の採用試験を、次のとおり行います。 平成14年4月2日	
1 採用予定人員 男性A区分 約200人 女性A区分 約35人 男性B区分 約70人 女性B区分 約10人 2 職務内容 個人の生命、身体及び財産の保護を任務とし、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たります。 3 試験区分及び受験資格 (1) 学歴・年齢	
北海道警察本部長 上原 美都男	

区 分	受 験 資 格
A 区 分	学 歴 学校教育法による大学（短期大学を除く。）等を卒業した者（平成15年3月卒業見込者を含む。）
年 齢	昭和47年4月2日から昭和56年4月1日までに生まれた者
B 区 分	学 歴 A区分以外の者（学校教育法による高等学校に在学中の者を除く。）
年 齢	昭和46年10月2日から昭和59年10月1日までに生まれた者

注 B区分については、平成14年10月の採用に応じられる者となります。

(2) 次の各事項のいずれかに該当する者は、試験を受けることはできません。

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

ア 試験日

平成14年5月19日（日）

イ 試験地

- (ア) 札幌方面 札幌市、千歳市、岩見沢市、滝川市、小樽市、倶知安町、室蘭市、苫小牧市、静内町
- (イ) 函館方面 函館市、八雲町
- (ウ) 旭川方面 旭川市、名寄市、稚内市、留萌市
- (エ) 釧路方面 釧路市、根室市、帯広市
- (オ) 北見方面 北見市、網走市、紋別市

注 試験地のうち札幌市については、受験申込みの状況等により試験会場が江別市内となる場合があります。

ウ 試験会場

受験票の発送をもってお知らせします。

エ 試験内容

次により筆記試験等を行います。

区 分	試 験 種 別	試 験 内 容
A 区 分	教 養 試 験	警察官として必要な知能及び知識（大学卒業程度）について、択一式による筆記試験を行います。
	論 文 試 験	主として思考力、表現力等について、論文式による筆記試験を行います。
	適 性 検 査	警察官として職務遂行上必要な素質及び適性について、簡単な検査を行います。
B 区 分	教 養 試 験	警察官として必要な知能及び知識（高等学校卒業程度）について、択一式による筆記試験を行います。
	作 文 試 験	主として文章による表現力等について、作文による筆記試験を行います。
	適 性 検 査	警察官として職務遂行上必要な素質及び適性について、簡単な検査を行います。

注 論文試験及び作文試験の評定並びに適性検査の結果の判定は、第1次試験合格者に対してのみ行います。

(2) 第2次試験

ア 試験時期

平成14年6月下旬から7月下旬の予定です。

イ 試験地

- (ア) 札幌方面 札幌市
- (イ) 函館方面 函館市
- (ウ) 旭川方面 旭川市
- (エ) 釧路方面 釧路市
- (オ) 北見方面 北見市
- (カ) 道 外 首都圏

ウ 試験会場

第1次試験の合格者への通知をもってお知らせします。

エ 試験内容

次の種目について試験を行います。

試験種目	試 験 内 容
口述試験	警察官に適する人物かどうかについて、個別の面接試験を行います。

第1353号

報 公 道 北

健康診断	胸部疾患及び感染症疾患の有無、聴力その他健康状態について、医師による検査を行います。			
体力検査	職務遂行上必要な体力を有しているかどうかについて、検査を行います。			
身体検査	職務遂行上必要な身体を有するかどうかについて、次の基準により身体検査を行います。			
	検査項目	身 体 性		基 準 性
		男		女
	身長	おおむね160センチメートル以上		おおむね155センチメートル以上
	体重	おおむね47キログラム以上		おおむね45キログラム以上
	胸 囲	おおむね78センチメートル以上		_____
	視 力	両眼とも裸眼視力がおおむね0.6以上であること、又は矯正視力がおおむね1.0以上であること。		
色 覚	正常であること。			
その他	身体に障害その他の異常がないこと。			

5 資格調査
受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行います。

6 合格発表
(1) 時期
ア 第1次試験の合格発表は、平成14年5月下旬の予定です。
イ 第2次試験の合格発表（最終合格者）は、平成14年8月上旬の予定です。

(2) 方法
合格者の受験番号を、北海道警察本部及び北海道警察の各方面本部の掲示板に掲示し、並びに北海道警察ホームページに掲載します（<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>）。
なお、第1次試験の合格者には文書で通知し、第2次試験の受験者には全員に合否の結果を文書にて通知します。

7 採用
(1) A区分
平成15年4月以降の予定です（既に大学等を卒業している者については、平成14年10月又は平成15年2月に採用する場合があります。）。

(2) B区分
平成14年10月の予定です（平成15年2月に採用する場合があります。）。

8 合格から採用までの経路
(1) 合格者は、北海道警察官採用候補者名簿に登載され、その中から採用者を決定します。ただし、A区分の大学等卒業見込者については、平成15年3月31日までに大学等を卒業できなかった場合は採用されません。

(2) 採用された者は、北海道巡査に任命され、北海道警察学校に入校し、初任科生として6か月間（大学等卒業者以外は10か月間）の教育訓練を受けた後、道内の各警察署に配置されます。

9 昇進の道
所定の年限を勤務すると、試験により昇進の道が開かれています。

10 給与及び待遇
(1) 給料及び諸手当
給料及び諸手当は、おおむね次のとおり支給されます（官公庁又は会社等に勤務した経験がある方は、一定の基準で加算されます。ただし、給与改定が行われる場合があります。）。

区分	採用時の給 任 給	初年度の期末・勤 勉・寒冷地手当	採用時から1 年 間の総 収 入	2 年 間の総 収 入
大 学 卒	207,500円	約857,000円	約3,950,000円	約4,827,000円
短期大学卒	190,000円	約791,000円	約3,274,000円	約4,511,000円
高等学校卒	174,100円	約731,000円	約3,009,000円	約4,129,000円

上記のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当等が、それぞれの条件によって支給されます。

(2) 被服の支給
勤務に必要な制服、靴、靴下、ネクタイ、ワイシャツ等の被服が、採用と同時に支給されます。

11 受験手続及び受付期間
(1) 受験申込書の請求先

ア 申込書は、北海道警察本部採用センター、北海道警察の各方面本部の警務課又は道内の最寄りの各警察署に請求してください。

イ 郵便により申込書を請求する場合は、封筒の表に「警察官採用試験申込書請求」と朱書し、140円切手（1部請求する場合）をはった返信用封筒（角形2号：A4判が入る大きさ）を必ず同封してください。ただし、申込書とパンフレットを併せて請求

する場合には、270円切手をはってください。

(2) 申込先及び申込方法

申込みは、申込書に所定事項を記入した上、受験票には必ず50円切手をはって、次表により第1次試験の受験希望地の区域に応じた申込先に提出してください。

なお、郵送により申込みをする場合は、封筒の表に「警察官採用試験申込」と朱書き、書留又は簡易書留にしてください。

区 域 別	申 込		所 在 地 ・ 連 絡 先
	名	称	
札幌方面	北海道警察本部採用センター		〒060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目 TEL 011 - 251 - 0110 内線2657 フリーダイヤル 0120 - 860314
函館方面	北海道警察函館方面本部警務課		〒040 - 8511 函館市五稜郭町15番5号 TEL 0138 - 31 - 0110 内線2624
旭川方面	北海道警察旭川方面本部警務課		〒078 - 8511 旭川市1条通25丁目487番地6 TEL 0166 - 35 - 0110 内線2623
釧路方面	北海道警察釧路方面本部警務課		〒085 - 8511 釧路市黒金町10丁目5番地 TEL 0154 - 25 - 0110 内線2623
北見方面	北海道警察北見方面本部警務課		〒090 - 8511 北見市青葉町6番1号 TEL 0157 - 24 - 0110 内線2623

(3) 受験票の発送

申込みをした方には、第1次試験の試験会場等を明記した受験票を郵送しますので、第1次試験の際は、必ず写真をはって持参してください。

なお、5月14日（火）までに受験票が到着しないときは、申込先と同じ所に問い合わせをしてください。

(4) 受付期間

申込みの受付期間は、平成14年4月8日（月）から平成14年4月25日（木）までとします。

なお、郵送の場合は、平成14年4月25日（木）までの消印のあるものに限り受け付け

ます（4月23日（火）以降に投かんする場合は、「速達」にしてください。）。

(5) その他

この試験についての問い合わせは、申込先と同じ所に行ってください。

平成十四年四月二日

火曜日

三

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
ブ道
リ総
ン務
ト部
株法
式制
会文
社書
道課